

新島学園短期大学における公的研究費の適正な運営・管理に関する基本方針

<新島学園短期大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正)に基づき、公的研究活動の不正防止に向けた取組みを行っています。>

① 機関内の責任体系の明確化

本学における公的研究費の適正な運営・管理のため、最高管理責任者・統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者を定め、それぞれの役割を明確にしています。

最高管理責任者・・・最高管理責任者は学長とし、本学における公的研究費の適正な運営・管理について最終責任を負うものとします。

学長は不正防止対策の基本方針を策定し、本学における公的研究費の運営・管理状況を監督するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行えるよう適切にリーダーシップを発揮します。

統括管理責任者・・・統括管理責任者は事務長とし、本学における公正な研究活動の推進及び公的研究費の適正な運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとします。

最高管理責任者の策定した基本方針に基づいた不正防止計画を策定し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者へ報告します。

コンプライアンス推進責任者・・・コンプライアンス推進責任者はコンプライアンス・研究倫理委員長とし、統括管理責任者の指示の下、コンプライアンス教育を実施し、実施状況を管理監督します。また公的研究費の管理・執行等についてモニタリングを実施し、状況に応じて改善を指示します。

最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図ります。

② 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

本学では毎年の説明会・コンプライアンス教育を通じて全構成員に対するルールの周知に取り組んでいます。

新島学園短期大学では以下の規程等に従い、公的研究費の適正な運営・管理に努めます。

- ・新島学園短期大学における公的研究費に関する不正防止計画
(不正を発生させる要因を体系的に整理するとともに、各要因に対応する防止計画を規定)
- ・新島学園短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程
(不正防止のための体制を規定)
- ・公的研究費の不正使用防止に関する規程
(用語の定義・研究者等の責務を定めるとともに、不正が発生した場合の手続き等を規定)
- ・新島学園短期大学における公的研究費執行細則
- ・公的研究費に関する内部監査規程
- ・公的研究費内部監査マニュアル
- ・物品購入等に関する取引停止等の取扱規程
- ・新島学園短期大学における利益相反規程

③不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

本学では公的研究活動の不正防止計画推進部署を総務財務課に設置しています。また、学長の直轄組織として内部監査を実施し、不正防止計画の進捗状況を確認するとともに、不正を発生させる要因の把握に努めています。内部監査の実施結果を事務長が作成する不正防止計画に反映させることで、新島学園短期大学から不正を生まない体制づくりを推進します。

④研究費の適切な運営・管理活動

不正防止計画に沿った適正な予算執行に取り組んでいます。学内説明会等による明確なルールの周知・業者との癒着の発生を防止するため、第三者からの実効性のあるチェックができる仕組みづくりを行っています。不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めています。

⑤情報発信・共有化の推進

競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談に対応するための窓口を総務財務課に設置し、窓口寄せられた情報が適切に学内に伝達される体制づくりに取り組んでいます。また、不正に関する調査について規程に定め、通報者の保護や関係者の守秘義務を明確にしています。

⑥モニタリングの在り方

不正発生の可能性を最小にすることを旨とし、新島学園短期大学全体の視点からモニタリングを実施し、不正防止計画の実施状況を検証しています。

コンプライアンス推進責任者は、リスクアプローチに基づいた以下のモニタリングを実施します。

- 1) 旅費の執行状況を抜き打ちのヒアリング等を通じ確認する。
- 2) 非常勤雇用者の一部に対するヒアリングを通じた臨時業務実施状況の確認。
- 3) 納品後の物品等の現物確認。
- 4) 取引業者の帳簿との突合。
- 5) その他内部監査担当者からの指摘により必要と認められる事項の確認。

学長は、内部監査担当者によるリスクアプローチに基づいた以下の内部監査を実施します。

- 1) 財務情報に対する確認。
- 2) 公的研究費の管理体制の不備の検証。
- 3) モニタリング担当者によるモニタリングの実施状況。
- 4) その他学長からの指示による確認。

監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新することでより効果的、効率的な監査を実施できるようにします。モニタリング及び内部監査の結果については、次年度のコンプライアンス教育に反映し類似事例の発生を防止します。

監事及び会計監査人と内部監査担当者がそれぞれの視点を持ち、機関内の不正発生要因や監査の重点項目について連携した三様監査を実施します。

内部監査担当者は大学内のあらゆる組織と連携し、監査の効果を発揮できるようにします。